

カルスト通信

も り

森林のたより



Karst
correspondence

2024
vol.49



カルスト森林組合

令和6年4月から 相続登記の申請が義務化されます

あなたがお持ちの
森林の土地の相続登記はお済みですか？

- ①令和6年4月から、相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請を行うことが義務になります。
- ②法施行より前に相続した不動産も、義務化の対象です。
- ③新たに設けられる「相続人申告登記制度」により、早期に遺産分割をすることが困難な場合には、申請義務を簡易に履行することができるようになります。

Q1.相続登記の義務化とは、どのような内容ですか？

相続人は、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になり、法務局に申請する必要があります。

※正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

Q2.義務化が始まるのは、いつからですか？ 義務化前に相続した不動産も対象ですか？

「相続登記の義務化」は、令和6年4月1日から始まります。令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（令和9年3月31日までに申請する必要があります。）ので、要注意です。

Q3.不動産を相続した場合、どう対応すればいいですか？ 相続人が多数いて、早期の遺産分割が難しいのですが。

相続人の間で早めに遺産分割の話し合いを行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、相続登記をする必要があります。早期の遺産分割が難しい場合には、「相続人申告登記※」という簡便な手続きを法務局でとることによって、義務を果たすこともできます。
※相続人申告手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人の1人であることを申告する、簡易な手続きです。

Q4.相続登記については、どこに相談すればよいですか？

お近くの法務局（予約制の手続案内を実施中）や、登記の専門家である司法書士・司法書士会等にご相談ください。

Q5.自分の森林がどこにあるのか分からないのですが。

森林が所在する（と思われる）地域を管轄する市町村の林務担当部局等にご相談ください。

Q6.森林を今後どのように管理したら良いか分かりません。

森林が所在する地域を管轄する都道府県の出先機関や市町村の林務担当部局、森林組合等にご相談ください。

制度や手続きの詳細については、
法務省Webサイトをご覧ください。
<https://www.moj.go.jp/>

増進に努めたいと、使命感に駆られる次第です。

その中の一つではありますが、脱炭素・循環型社会など様々な変革がなされる中で、時代の流れが推進力となり、当組合も令和元年度より検討を重ねてまいりました『木質バイオマスエネルギーの利用と森林保全』を具現化するために、昨年の10月より、低質材の貯木を開始しております。森林管理を実際に担ってきた中山間地域では過疎化・高齢化が進み、管理がままならない山林において低質材の割合が増えている中、資源の循環利用とCO₂対策の双方を狙ったの所業です。ここでは貯木期間を6〜8ヶ月と定め、天日乾燥を行った上で、燃料用チップとして、商品化する準備を進めています。今は、組合が先導的役割として取り組んでいます。ややもすれば、木質バイオマス等、低質材の取り扱いが流通単価が安いために収支の悪化につながりやすいという点からも、生産地域内での加工や消費、地産地消型『地域内循環型林業』の構築が必要です。移送コスト等の軽減や、地域の人材等を取り込むことにより森林機能の低下を防ぎつつ景観保全や経済面の効果が期待できると考えています。この度、山口県西部地域木材集荷拠点地として、西部木材センターの運用が開始され、運搬にかかる距離や時間が短縮されたことで移送コストは削減され、事業にも余裕が生まれるなど、早速に効果を実感する事ができました。

当組合の現状を踏まえ、コスト削減には『距離を縮める』こと、森林の維持管理には『コンパクトな循環体制を構築』するなど、利益の還元が出来るように先ずは適正な規模で進めたいと考えます。林業では、まだまだ労働力が不足しており、課題は山積していますが、地域内の労働力をお借りしながら、活気ある地域づくりに貢献できる林業の振興に努めて参ります。

本年は年始早々に能登半島地震をはじめ、事故や火災等、予期せぬ報道に驚かされました。被災された皆様をはじめ、関係者の皆様には、心からお見舞い申し上げます。一刻も早く平穏な日常が取り戻せるように、願うばかりです。

改めまして、組合員の皆様には、平素から組合運営の各般にわたり格別のご支援ご協力を頂いております事に厚くお礼申し上げます。

令和6年の立春（2月4日）を迎え、暦の上では春を迎えたとはいえ、寒気が流れ込む日もあり、天候が定まらず、作業がままならない事も度々有りますが、令和5年度後半の事業は概ね順調に進んでおります。主には搬出間伐や造林事業ですが、繁茂竹林対策事業や路網整備等も事故なく工期内施工に努めているところで。

さて、本年度前半を振り返りますと、当組合管内も6月末から7月1日未明にかけて、線状降水帯の発生により豪雨となり、山林では土砂流失や路網が寸断されるなど、被害を受けました。また、生活に直結する住宅や農地等は、河川の氾濫により甚大な被害となりました。被災された方や行政からの要請もあり、住宅地周辺の災害復旧支援に、数週間ではありましたが、我々も奔走する毎日でした。

本年の元日に起こりました能登半島地震はいかんともしがたい事案ですが、地球温暖化に端を発した気候変動・異常気象等、市民の環境認識も高まり、地域林業の担い手である森林組合としては、一刻も早く森林の持つ多面的機能の維持・



組合長
高須 修三

ごあいさつ



お困りの木 ありませんか？

家の周り、屋根に掛かっている木等、
大きくなりすぎて困っている木はありませんか？
そんな方は、是非一度組合にご相談ください。
ご連絡いただければ、見積に伺います。



見積
無料

お気軽にお問い合わせください。

問合せ先 カルスト森林組合 TEL:0837-52-3332(事業課)

立木買い取ります！

資産の有効活用を！



スギ、ヒノキ、クヌギなど収穫期に入った
山林をお持ちではないですか？

立木の売買にご興味がある方は、無料で見
積いたしますので組合までお問合せ下さい。

(※ただし、樹種・林齢・面積・地形・林道有無・
搬出難易度等の要因により、買取不能な場合
もございます。)

山火事注意！

3月から5月にかけては、空気が非常に乾燥します
ので、火災が発生しやすい気象条件となります。
森林は、一度焼失してしまうと、回復に膨大な年
月と労力を要することになります。
林野での火気の取扱いには十分気を付けましょう。

林野火災防止のための注意点

- ①枯草などのある火災が起こりそうな場所ではたき火を
しないこと！
- ②火を使っているときはその場を離れず、使用後は完全
に消火すること！
- ③強風時や乾燥時には、たき
火や火入れをしないこと！
- ④たばこの吸い殻は必ず火を
消し、投げ捨てないこと！



植栽研修で 幼齢樹保護カバーを設置



スパイラルグリーン



ハイトシェルター

＜林業サポーター
研修実施風景

くわんたいⅡ＞

令和6年1月23日、美祢市有林において、スギコンテナ苗の植栽と食害防止を目的とした幼齢樹保護カバー3種類の設置
を行いました。(写真参照)

これは、美祢農林水産事務所主催の「林業サポーター養成講座」と美祢市の「林業担い手育成講習」がタイアップして
行った研修の一環として実施したもので、カルスト森林組合も講師として参加しました。

今回、新たな試みとして設置した保護カバーは、シカやウサギの食害を予防するだけでなく、過剰な強光(紫外線)、
冬の寒さや台風、強風などから苗木が受けるストレスを軽減する役割も果たします。なお、設置した保護カバーは、苗木
の成長を妨げないよう、数年後には取り外すことになります。設置や撤去にかかる労力およびコストの面からすると一般
的な普及はまだまだと感しますが、まずは、食害防止効果と苗木の成長状況を確認していきたいと思います。

しいたけ駒打ち体験



令和6年2月7日、美祢市立厚保小学校3
年生と4年生(8名)を対象に、授業の一
環としてしいたけ駒打ち体験が開催され、
当組合からも講師として参加しました。ド
リルでの原木への穴開けから駒打ちまでの
過程を、すべて児童の手で取り組むこと
で、達成感を味わえたようでした。

緑の研修生奮闘中！

「緑の雇用」事業とは、労務不足の逼迫が深刻な問題となっている林業
の新たな担い手を確保・育成するため、林業への就業希望者や新規就業
者を3年間かけて、一人前の現場技能者として育てるためのキャリアア
ップ支援制度です。当組合では、先輩FL指導の下、通常の作業に従事し
ながら現在1名の研修生が日々奮闘しています。目下一年目の研修は修
了済で、2年目の研修は6月より開始予定です。全過程修了後には、当
組合の即戦力として活躍してくれることを期待しています。

Q&A 組合によくお寄せいただくご質問

Q1 森林組合とはどのような組織ですか？

A 森林組合法に基づいて設立され、森林所有者が組合員となって組織されている協同組合です。

Q2 カルスト森林組合の組合員とは何ですか？

A 一般に、カルスト森林組合管内（宇部市、山陽小野田市、美祢市）にある森林の森林所有者で組合に出資していただいている方です。

Q3 組合員のメリットは何ですか？

A 広報誌「森林のたより」による情報提供や特別な場合以外優先的に事業を進め、組合員の森林施策を行います。

Q4 出資金は毎年支払うのですか？

A 現在、当組合から出資金の増資のお願いはしておりません。また、賦課金もありません。

Q5 組合員の名義変更をしないといけないのですか？

A 変更がされない場合、当組合からの各種ご案内が届かないなどのご迷惑をおかけする場合がありますので、お手続きをお願いします。

木材市況表

西部共販所/第15回
令和6年2月9日

樹種	長さ	径級	中値
杉	4m	14~16	13,000
		18~22	14,000
		24~28	13,500
		30上	12,000
	3m	14~16	15,000
		18~22	15,000
桧	4m	24上	13,500
	3m	14~16	20,000
		18~22	20,000
		24~28	20,500
		30上	—
	3m	13	—
		14~18	19,500
		20~22	18,000
		24上	19,500

(※単位：円/1㎡当たり)

組合員の名義変更をお願いします。

組合員資格に係る届出のお願い

- ① 死亡による相続
- ② 譲渡
- ③ 記載事項(住所等)の変更

上記に該当する変更が生じた場合、組合員資格に係る届出が必要となりますので、該当される方はお早めに所定の手続きをお願いいたします。なお、手続き(届出)の詳細につきましては、本所・総務課までお問い合わせ下さい。

※山林の相続登記と、組合員の名義変更は別のものであります。

山林の相続登記をされても、組合員の名義は自動的に変わりません。森林組合でのお手続きも必要となりますので、ご注意ください。



八幡磨能峰宮にて安全祈願

編集後記

2024 vol.49 (年2回発行)

令和6年元日の能登半島地震により被災されたすべての方々に、心からお見舞い申し上げます。日本は諸外国に比べ災害が起きやすいといわれ、毎年どこかで自然災害による被害をもたらしています。いつ起こるか分からない災害に備え、自分の身は自分で守る意識が必要となっています。

また、森林組合も森林整備を通じて、災害に強い国土をつくり、地域に貢献できるように尽力して参ります。

私たちと一緒に働きませんか！
ご興味のある方のご連絡をお待ちしています。



カルスト森林組合

〒759-2212 山口県美祢市大嶺町東分418番1
TEL.0837-52-3332/FAX.0837-52-2587